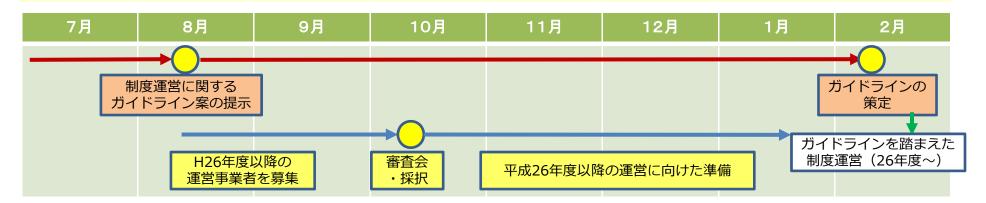
平成26年度以降の制度運営体制について(案)

○概要

平成23年度~25年度の基盤整備事業の中で整理してきた家庭工コ診断制度の運営方法については、今年度事業の中でガイドラインとして取りまとめ、平成26年度以降はその運営を行う事業者を公募することを想定。

○今後のスケジュール

運営事業者については、平成26年度以降、速やかに制度を開始させるため、平成25年8月中旬頃に募集を行う予定。



○運営内容(案)

事務局が運営する家庭エコ診断制度は、以下の2つの内容を想定。

【診断員の認定】

○全国的な検定試験を運営し、診断員の認定を行う。

【診断機関の認定・地域における診断体制の整備】

- ○診断員を登録し、診断を実施する機関(地域の診断機関や企業等)を認定するとともに、地域での診断を円滑に実施する ための体制(研修の実施等)を整備・運営する。
 - ※診断員や診断機関の認定方法や制度運営体制、うちエコ診断ソフトの管理方法等は、ガイドラインの中で取りまとめる。